

京都市告示第394号

京都市美術館条例第3条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市美術館を臨時に開館します。

平成16年12月22日

京都市長 榊本 頼 兼

臨時に開館する日 平成17年1月4日（火）

（美術館）